「くまもと県民文化賞|事務取扱要領

「くまもと県民文化賞」表彰要項(以下、「要項」という。)第7条の規定に基づき、 表彰事務に係る必要事項は、この要領で定める。

1 表彰の対象について

(1) 要項第2条第1項関係(本賞)

① 表彰の対象となる文化活動

おおむね次の(ア)から(ウ)のような活動をいう。

- (ア) 音楽、演劇、舞踊、文学、美術、工芸、茶道、華道等の実践活動
- (イ) 文化的資源等の保存、継承、調査、研究、公開、活用等の活動
- (ウ) 服飾、食生活、園芸、伝統工芸等の実践活動

② 表彰の対象となる団体等

おおむね次の(ア)及び(イ)の要件を備えている団体又は個人を対象とする。

- (ア)継続性:活動に継続性があり、当該地域の文化活動として今後のさらなる 充実が期待できること。
- (イ) 普及性:活動を通じて地域の文化活動の活性化及び普及に影響を及ぼし、 その地域の発展に役立つことが期待できること。

(2) 要項第2条第2項第1号関係(夢部門)

① 表彰の対象となる文化活動

(1) ①の規定と同様とする。

② 表彰の対象となる団体等

おおむね次の(ア)及び(イ)の要件を備えている団体又は個人を対象とする。

- (ア) 将来性:活動の内容に、今後のさらなる活躍が期待できること。
- (イ) 共感性:活動の内容が、県民に広く受け入れられ、表彰することについて 共感を呼ぶことが期待できること。

③ 表彰件数

毎年、原則として2件程度とする。ただし、要件及び詳細基準を満たす推薦が 多数あった場合はこの限りでない。

(3)要項第2条第2項第2号関係(特別賞)

前2項に定めるもののほか、本県の文化を代表する極めて顕著な功績を収め、 県民の文化活動に対して、励みと希望を与えた個人又は団体を表彰する。

2 詳細基準について

要項第2条各項で定める表彰の詳細基準等は、下記のとおりとする。

(1)要項第2条第1項関係(本賞)

項目	本賞
詳細基準	次のいずれかに該当すると認められるもの。
	【団体】
	○ 当該分野で県内におけるリーダー的な存在であるもの。
	○ 当該分野において、全国的な評価を受けているもの。
	○ 地域を代表する文化活動と認められるもの。
	【個人】
	○ 個人的文化活動において、県内における第一人者としての地位を確立してい
	ること又はリーダー的存在であることなど、特に顕著な功績が認められるもの。
	○ 団体の指導者として、卓越した指導力を発揮し、特に顕著な功績が認められ
	るもの。
活動期間	おおむね3年間継続
備考	

(2)要項第2条第2項第1号関係(夢部門)

項目	夢部門
詳細基準	【団体及び個人共通】 ○ 全国規模で開催される大会、コンクール等において優勝する等、優秀な成績を収め、特に将来において期待されるもの(教育機関を含む)。
活動期間	推薦の日の属する月を含む前1年間
備考	○ 過去の実績も加味する。

(3)要項第2条第2項第2号関係(特別賞)

項目	特別賞
詳細基準	次のいずれかに該当すると知事が認めるもの。
	○ 本県文化の振興に多大な功績があったもの。
	○ 世界的又は全国的に高く評価されているコンクール等で受賞するなど、そ
	の活動が多くの県民の共感を得ており、県民の誇りとなるもの。
活動期間	
備考	

3 推薦手続きについて

要項第3条第1項及び第2項第1号の推薦は、次の手順により、市町村長、熊本県教育長及び熊本県文化協会長が、知事に受賞候補団体(者)推薦書を提出することにより行う。その際、必要に応じて、参考資料を付すものとする。

(1) 推薦依頼等

- ・ 県は、市町村長、県教育長及び県文化協会長に受賞候補団体(者)の推薦 を依頼する。
- ・ 県は、別途、県庁各課に、受賞候補団体(者)の有無等に関する調査を依頼する。

(2) 受賞候補団体(者)についての情報提供

- 県庁各課は、企画振興部長に、受賞候補団体(者)の調査書を提出する。
- ・ 企画振興部長は、受賞候補団体(者)調査書を、必要に応じて、各市町村 長、県教育長及び県文化協会長に、提供するものとする。
- ・ 受賞候補団体(者)調査書の提供を受けた各市町村長、県教育長及び県文 化協会長においては、本調査書を、本受賞候補団体(者)を推薦するうえ で参考とするものとする。

(3) 推薦書の提出先

・ 市町村長は、当該市町村教育長及び管内公立文化施設に照会のうえ、受賞 候補団体(者)推薦書を、最寄りの県広域本部又は地域振興局を経由して、 県企画振興部長に提出するものとする。ただし、熊本市においては、直接、 県企画振興部長に提出するものとする。

- ・ 県広域本部長又は地域振興局長は、市町村長から受賞候補団体(者)推薦書が提出されたときは、当該教育事務所長と協議して、県企画振興部長に送付するものとする。その際は、その適否について、意見を付すものとする。
- ・ 県教育長及び県文化協会長は、受賞候補団体(者)推薦書について、直接、 県企画振興部長に提出するものとする。

4 熊本県文化振興審議会への諮問

県企画振興部長は、推薦書の提出があった受賞候補団体(者)について、「くまもと県民文化賞」表彰要項及び本要領に基づき予備審査を行ったうえ、詳細 基準を満たすものを熊本県文化振興審議会に諮るものとする。